

特別養護老人ホームにおける看護
職員と介護職員によるケア連携協
働のための研修事業

- 特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働の在り方
- 高齢者及び医療的ケアに関する倫理及び多職種連携
- 利用者へ適切なケアを提供するための具体的な取り組み

特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員によるケア連携協働の在り方

はじめに

- 特別養護老人ホームは、要介護高齢者に対し、「入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設」

人員基準上、医師や看護職員の配置が義務づけられているが、医師については常勤であることは求められておらず、多くの場合非常勤である。看護師も入所者数に応じて最低限配置すべき人数が定められているが、実態は配置が手薄な状況である。



医療的ケアを必要とする要介護者が増えているが、医療提供体制が十分でなく一定の医療的ケアが実施されている状況である。今後とも医療的ケアが必要な高齢者が増加することに対応が必要である。

これまでの経緯

○医師法等の医療の資格に関する法律は、免許を持たない者が医行為を行うことを禁止しており、たんの吸引及び経管栄養は、原則として医行為であると整理されている。

○医師法第17条は、「医師でなければ、医業をなしてはならない。」



無資格者による医行為は規制されているが、一定の医行為について、無資格者であっても、例えば患者本人や家族が行うことにつき、解釈上、違法性が阻却される場合がある。

在宅におけるALS患者及びそれ以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引や特別支援学校における教員によるたんの吸引等の取り扱いも、一定の条件下で容認されてきた。

モデル事業の実施

医行為は医師の指示の下で医療関係者が行うのが原則であり、介護職員は医療の専門家としての教育や訓練を受けていない。このため、鼻腔内のたんの吸引などに比べ、医療関係者との連携・協働の下では相対的に危険性の程度が低い行為であって、かつ、看護職員が手薄な夜間において行われる程度が高いと考えられる、

- ①口腔内(咽頭の手前まで)のたんの吸引
- ②胃ろうによる経管栄養(栄養チューブ等の接続・注入開始を除く。)

について、医師・看護職員との連携の下で介護職員が試行的に行うモデル事業を実施することとした。

実施要件及び法律的整理

口腔内のたんの吸引等は、医師、看護師等でなければ行うことができない医行為であり、本来看護職員の適正な配置を進めるべきである。しかし、今後も口腔内のたんの吸引等が必要な高齢者が増加するなかで、特に夜間に吸引等を担当できるだけの看護職員の確保は困難である。

医師、看護職員と介護職員とが連携・協働して、医療の安全が確保されるような一定の条件の下では、やむを得ない。

医師・看護職員との連携の下で介護職員が実施するケアの範囲

- ①口腔内(咽頭の手前まで)のたんの吸引
- ②胃ろうによる経管栄養(栄養チューブ等の接続・注入開始を除く。)

介護職員が吸引等を実施する上で必要となる条件

医行為を行う職種としての専門的教育や訓練を受けていないことから、施設内で14時間の研修を行い、入所者の安全を図るため原則として同等の知識・技能を身につける必要がある。

介護職員や当該職員が実施できる行為の範囲を明確にするとともに、当該職員の希望等を踏まえるなど十分な理解を得た上で、必要な研修を行い、標準的な手順を参考に、医師の指示の下で実施する必要がある。

高齢者及び医療的ケアに関する倫理 及び多職種連携

高齢者介護の理念

尊厳の保持

人間らしく、そして個人として尊重され
尊厳を保持して生活を送ることができる

必要なものは
個人としての生活、暮らし方を尊重した個別ケア

自立支援

今までの介護は、高齢者ができないこと、足りない部分を補うために
お世話する、面倒を見る、画一的な与えるケア



「お世話」によって
本人のできること
を奪ってきた

高齢者のできること(持てる力)に目を向け、
自分の意思(自分らしさ)で、生活を楽しめる
ように、機能維持、拡大を目指す、個別的な
生活支援。

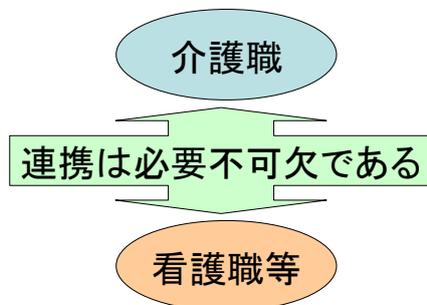


「自分でする」
「自分で決める」
ことは喜びであり
次への意欲

多職種連携の必要性

介護職で入居者の生活を24時間365日途切れなく
ケアを継続させることは容易ではない

ケアが途切れないうサポートするのが各種の
専門職となる。(特に看護職の関わる場面が多い)

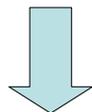


各職種はそれぞれ
全く違う教育課程を
経ており、同じ目的
の中で役割を互い
に果たすことになる

ズレ

ほとんど重なっている介護と看護の業務範囲

日常生活の支援を組み立てる業務を担うのは「介護職」



特に介護と看護は行う業務がほとんど重なっている

担う役割をしっかりと理解しないと行き違いやズレ・対立などが起こってくる

看護業務の深さと広さの違いと役割

食事・排泄などの生活援助行為
安定した日常行為は介護職でも看護職でも可能

健康状態が変化し治療や医療の介入の予測される状態や医療処置を伴うケアなど看護職が受け持たなければならない領域

○他の職種と連携していくためには、まず、自分の領域を了解していることと相手の領域をよく知ることが大切。

○自分の領域ではないから無関心というのでは連携は困難になる。

介護と看護の連携は、どのような場面も情報も情報の共有をはかり、実施することを決め、その結果について報告しあうという双方のやり取りを続けることのできる



そのためには、

理解してもらえ伝える伝え方(報告や連絡・相談、記録)を適切にすることが**鍵**